旭川市社会福祉事業振興補助選定委員会設置要綱

（設置）

第１条　旭川市社会福祉事業振興補助金の交付対象者を選定するため、旭川市社会福祉事業振興補助要綱第６条第１項に基づき、旭川市社会福祉事業振興補助選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1)　福祉保険部長

(2)　福祉保険部福祉保険課長

(3)　福祉保険部指導監査課長

(4)　福祉保険部長寿社会課長

(5)　福祉保険部障害福祉課長

(6)　子育て支援部こども保育課長

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置き、委員長は福祉保険部長をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、福祉保険部福祉保険課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行後最初に開催する委員会の会議は、第５条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

３　旭川市社会福祉事業振興補助選考委員会設置要綱（平成２１年１０月８日施行）については廃止する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。